また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県豊岡市役所出石総合支所

○近畿地方整備局告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年六月二十三日

近畿地方整備局長　上總　周平

第１　起業者の名称　大阪府

第２　事業の種類　府道泉佐野岩出線改築工事（大阪府泉南市信達金熊寺地内から同市信達童子畑地内まで及び同市信達童子畑地内から同市信達童子畑地内まで）及びこれに伴う河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府泉南市信達金熊寺及び信達童子畑地内

２　使用の部分　大阪府泉南市信達金熊寺及び信達童子畑地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府泉南市信達金熊寺地内から同市信達童子畑地内までの延長2,820ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「府道泉佐野岩出線改築工事及びこれに伴う河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「府道泉佐野岩出線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第５条第１項の二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

府道泉佐野岩出線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により大阪府知事が府道に認定した路線であり、同法第15条の規定により大阪府が道路管理者となることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、大阪府泉佐野市りんくう往来南地内の一般国道481号との交差点を起点とし、同府泉南市信達童子畑を経由して、和歌山県岩出市中迫地内の一般国道24号との交差点を終点とする延長約21.5㎞の主要幹線道路であり、大阪府の南部地域と和歌山県の北部地域を結び、周辺地域の産業・経済の発展及び沿線住民の生活に欠くことのできない重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、最小車道幅員が5.5ｍと狭小な２車線の道路であることから交通容量が不足している上、曲線半径が30ｍの急カーブがあるなど道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定値等を満たさない箇所が６箇所あり、車両の離合が困難となっていることから、慢性的な交通渋滞が発生しているなど、主要幹線道路としての機能が充分に発揮されていない。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、18,829台／日であり、混雑度は2.49に達し、大型車混入率は20.0％となっている。

また、現道の沿線付近には小中学校等があるにもかかわらず、自転車歩行者道が充分に整備されていないことから、歩行者等の安全な通行が阻害されている。

本件事業の完成により、本件区間は２車線から４車線に拡幅され、自転車歩行者道が設置されることから、交通混雑の緩和と歩行者等の安全の確保が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、大阪府レッドデータブックに掲載されている準絶滅危惧種のヒメボタルと要注目種のゲンジボタルの生息が本件区間内及び周辺において確認されたが、環境保全に配慮した工事の施行により、影響は極めて少ないものと評価されている。

また、本件区間内の土地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、起業者は順次発掘調査を行っており、今後も、大阪府教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑の緩和と歩行者等の安全の確保を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令第３種第２級の規格に基づき、現道拡幅及びバイパス方式により４車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年２月14日に決定され、昭和57年12月10日、平成３年７月31日及び平成16年12月28日に変更決定された都市計画と、バス停車帯及び交差点部の幅員を除き、基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う河川の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、幅員狭小で線形が悪く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である泉南市長等からなる府県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。